

日獵発第 6 号

令和2年8月28日

各都道府県獵友会 会長 様

一般社団法人大日本獵友会

会長 佐々木 洋平

(公印省略)

狩獵に伴う事故及び違法捕獲の防止等について（通知）

狩獵事故及び違法捕獲の防止等につきましては、日頃より特段のご尽力をいただいております。感謝申し上げます。

さて、狩獵解禁を控え、標記について、別添写のとおり8月27日付環自野発第2008242号で環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長より依頼がありました。本年は、例年の事項に加え、「新型コロナウイルスの感染拡大防止対策」及び「半減目標達成に向けた一層の捕獲強化」も含まれています。

つきましては、本年度も関係都道府県鳥獣行政担当部局等と十分な連携を図り、狩獵に伴う事故及び違法捕獲の防止等について、一層の配意及び貴下構成員への周知徹底をよろしくお願いいたします。



環自野発第 2008242 号
令和 2 年 8 月 27 日

一般社団法人 大日本猟友会 会長 殿

環 境 省
自 然 環 境 局
野 生 生 物 課
鳥 獣 保 護 管 理 室 長
(公 印 省 略)

狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止等について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化については、平素より特段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

狩猟における事故防止や違法捕獲の防止等狩猟の適正化については、かねてより御尽力いただいておりますが、未だに事故及び違法捕獲が後を絶たないところです。

つきましては、別紙のとおり各都道府県に対し通知しましたので、貴会におかれましても、狩猟の適正化について所属会員への一層の周知徹底をお願いします。

受付
収第 6 号
2.8.28
一般社団法人
大日本猟友会

担当：
鳥獣保護管理室 遠矢、染谷
TEL：03-5521-8285

(写)

環自野発第 2008242 号
令和 2 年 8 月 27 日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長
（公印省略）

狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止等について（依頼）

狩猟における事故防止、違法捕獲の防止等、狩猟の適正化につきましては、かねてより御尽力いただいているところですが、未だに死亡事故及び違法捕獲が後を絶たないところです。

つきましては、狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止並びに狩猟鳥獣の適正な捕獲等を図るため、下記の事項について、狩猟者団体及び狩猟者への指導、関係市町村、関係行政機関及び関係団体への周知並びに適切な指導取締りの実施等の措置を講じていただくようお願いします。

なお、（一社）大日本猟友会及び（一社）全日本狩猟倶楽部に対しても、別添写しのとおり通知している旨、申し添えます。

記

1. 猟銃等による事故防止について

狩猟等に伴う他損事故としては、昨年度、傷害事故が7件（うち銃器による事故が2件）発生している。銃器による他損事故の原因は、矢先の確認不足による誤射、転倒等に伴う猟銃の暴発及び銃器の基本的な取扱の不徹底等であることから、特に、矢先の確認、脱包・点検の励行、銃器の正しい保持及び同行者の行動確認等についての指導を重点的に実施し、事故防止の徹底を期すこと。威力が大きく、射程距離の長いライフル銃等を使用する場合は、矢先の確認、バックストップ（安土）の確保等について、より一層の慎重を期すよう指導すること。

また、銃猟に用いる猟犬による咬みつき、わな猟において捕獲した鳥獣による逆襲により、狩猟者自身や同行者、周辺住民、ペットへの傷害事故も多く発生している。猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や行動把握、個体識別など、猟犬の管理を狩猟者に徹底させるとともに、止めさしや見回り時等における捕獲した鳥獣による逆襲について狩猟者に十分警戒を促すこと。

事故防止対策の徹底・強化に当たっては、都道府県から報告のあった狩猟等に伴う事故事例をまとめた別紙1及び大日本猟友会の協力を得て狩猟等に伴う事故件数・原因等の推移をまとめた別紙2を踏まえるとともに、平成26年に作成し、各都道府県宛てに送付した狩猟等事故防止DVDを活用するなどされたい。

また、狩猟期間中に指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する区域にあつては、狩猟者等との事故が起きないように、関係機関と十分な調整・連携を図り、当該捕獲の実施区域について狩猟者や周辺住民等への事前周知を徹底するなど、安全の確保を図ること。

なお、狩猟等事故発生速報の報告については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号自然環境局野生生物課長通知)VI-4の2のとおり依頼している。

狩猟に限らず、許可に基づく捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業に伴う事故が発生した場合も、その都度、当該通知に掲載している狩猟等事故発生速報を作成し送付するよう、改めてお願いする。

2. 違法捕獲等の防止について

(1) とらばさみや輪の直径(内径の最大長の直線に直角に交わる内径)が12cm(法第14条に基づき、第二種特定鳥獣に係る特例により緩和している場合は緩和した直径の長さ)を超えるくくりわなを使用する猟法、犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項及び第2項に基づき規定する猟法は、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止又は制限されている。これらの猟法が使用されないよう、指導取締りを徹底すること。

(2) 劇薬や毒薬、大型獣捕獲用の「つり上げ式くくりわな」を使用する猟法等、法第36条に規定する猟法は、人身に対して危険を及ぼすおそれがあるため禁止されている。これら危険な猟法が使用されないよう、指導取締りを徹底すること。

(3) 公道や住居集合地域等における銃猟等の違反が依然として多く確認されている。公共の安全の確保のため、これらの場所における狩猟に伴う銃猟等が行われないよう、指導取締りを徹底すること。

(4) 平成26年法改正により、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において極めて限定的な条件のもと夜間銃猟を行うことが可能となったが、狩猟においては、引き続き、夜間(日出前・日没後)の銃猟は禁止行為である。このことについて、改めて狩猟者に注意を喚起すること。

- (5) 網猟及びわな猟に係る狩猟者登録を受けた者が使用する猟具については、法第62条第3項の規定等に基づき、網1張り又はわな1個ごとに、狩猟者登録を受けた者の住所及び氏名等を記載した標識の装着を徹底するよう指導すること。
- (6) 鉛製銃弾による鳥類の鉛汚染個体が引き続き確認されていることから、非鉛製銃弾の使用について喚起するとともに、鉛製銃弾の使用を規制している指定猟法禁止区域において、鉛製銃弾が使用されないよう監視し、非鉛製銃弾への切替え等に関する普及啓発を推進すること。また、猛禽類や水鳥の鉛中毒が疑われる事例について、情報収集に努めること。
- (7) 箱わなやくくりわな、夜間（夜明け前）における大型捕獲網を用いた捕獲については、狩猟鳥獣以外の鳥獣の錯誤捕獲等がないよう指導を強化するとともに、錯誤捕獲に関する情報収集に努めること。また、持続的な狩猟資源の管理を図るため、法第12条第1項及び第2項に基づく捕獲数量の制限が厳守されるよう、指導取締りを徹底すること。
- (8) カワウについては、平成19年から狩猟鳥獣に指定されたが、大規模なカワウのねぐらにおいて安易な銃猟を行うことにより、逃げたカワウによってねぐらが分散し、かえって被害が拡大する可能性があるため、銃猟によりカワウを捕獲等する場合は、地元の地方公共団体及び周辺の内水面漁業関係団体等と十分調整するよう呼びかけること。
- (9) ウズラについては、平成25年から狩猟鳥獣の指定が解除され、捕獲は禁止されていることから、引き続き、狩猟関係者に周知徹底すること。
- (10) 狩猟した鳥獣については、山野に放置することなく、持ち帰るか埋設する等により適切に処理するよう、指導取締りを徹底すること。
- (11) 「ジビエ利用拡大に関する協力依頼について」（平成29年4月26日付け環自野発第1704263号自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知）を踏まえ、狩猟者向け情報提供媒体の活用等により、ジビエ利用の促進に向け、さらなる措置を講じること。
- (12) 「野生鳥獣の捕獲に伴う違法捕獲及び事故の防止等の徹底について」（平成29年5月24日付け自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長事務連絡）を踏まえ、違法捕獲等の防止等の徹底を図るため、狩猟鳥獣の識別について自己研鑽を促す等狩猟者団体及び捕獲事業従事者への指導、関係市町村、関係行政機関及び関係団体への周知並びに適切な指導取締りの実施等の措置を講じること。

3. 狩猟者のマナーの向上について

移動時の銃器の不用意な取扱や作物のある土地への無断立ち入り等、地域住民に対して不信や反感を与えるおそれのある行為が生じないように、狩猟者のマナーを徹底させること。

4. 鳥獣の捕獲数・異常等の報告について

鳥獣の適正な保護及び管理を図る上で必要な情報を収集する観点から、法第 66 条に基づき、狩猟者に対し、狩猟中に捕獲した鳥獣の種類別の員数等を確実に報告するよう指導すること。

また、鳥獣の大量死等の異常を確認した際には、速やかに都道府県に報告するよう指導すること。

5. 感染症への対応について

マダニや血液等を介する動物由来感染症への感染の予防のため、狩猟者に対し、長袖・長ズボン・手袋の着用や鳥獣の血液や唾液、排泄物に触れないこと等について指導すること。不特定又は多数の者に野生鳥獣肉を供与する場合は、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号で厚生労働省医薬食品局食品安全部長より示された「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終更新：令和 2 年 5 月 28 日付け生食発 0528 第 2 号）に従って狩猟等を行う必要があることを周知し、自家消費に伴う処理をする場合であっても当該ガイドラインを参考にして、衛生的に処理が行われるよう指導すること。野生鳥獣の肉は、寄生虫や E 型肝炎ウイルス等の病原体を保有していることを知らずに食してしまうことで、動物由来感染症にかかるという一定のリスクが認められることから、食用に供する際には中心部まで十分に加熱するよう指導すること。

なお、中国において鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染が散発的に確認されている。当該ウイルスの日本での発生や野鳥から人への感染事例は認められていないが、一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者に対し、シーズン前及びシーズン中に必要に応じて発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書や HP 等で実施し、周知を徹底すること。

厚生労働省 HP：ジビエ（野生鳥獣の肉）はよく加熱して食べましょう
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html>)

6. CSF（豚熱）まん延防止のための野生イノシシ対策について

CSF に関しては、平成 30 年 9 月の発生以降、野生イノシシでの感染が 17 都府県に拡大しており、引き続き感染拡大防止に向けた野生イノシシ対策を講じる必要がある。捕獲したイノシシ等に付着している CSF ウイルスが拡散することで、CSF の感染が拡大するおそれがあることから、野生イノシシでの感染が確認されている都府県

においては、別添通知に基づき、捕獲した個体及び肉、残渣等を感染確認区域外に持ち出さすことがないよう留意し、肉を利用する場合は当該都道府県のルールに従う等、防疫措置を適切かつ確実に実施するとともに、現在感染が確認されていない道府県においても CSF の感染拡大防止の観点から予防的取組の参考とすること。

※資料省略

7. キジ・ヤマドリの出合数調査等への協力について

キジ・ヤマドリの全国的な生息状況の傾向把握を目的として毎年ご協力いただいている出合数調査については、平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703312 号自然環境局野生生物課長通知に基づき、引き続き、狩猟者団体等との連携の上、ご協力いただくようお願いする。

※資料省略

8. 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、狩猟についても、以下のことに注意するよう周知すること。なお、狩猟免許試験の開催にあたっては、令和 2 年 4 月 6 日付け事務連絡「狩猟免許試験等における新型コロナウイルス感染症への対応について」に基づき、対応すること。

- ・地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・発熱などの風邪症状がある場合には外出を控える。
- ・その他、予防的取組として、厚生労働省が公表する「新しい生活様式」を参考とする。

9. 半減目標達成に向けたより一層の捕獲強化について

平成 25 年に環境省・農林水産省がともに定めた「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後(令和 5 年度)までに半減する」という目標の達成及び各種被害の減少に向け、令和 2 年 7 月 8 日付け環自野発第 2007083 号「鳥獣捕獲対策の抜本的強化について(依頼)」において、より一層の取組強化について依頼したところ、各都道府県においても農政部局、市町村及び都道府県猟友会等とも連携の上、捕獲強化等にご協力いただくようお願いする。

担当：

鳥獣保護管理室 遠矢、染谷

TEL：03-5521-8285